

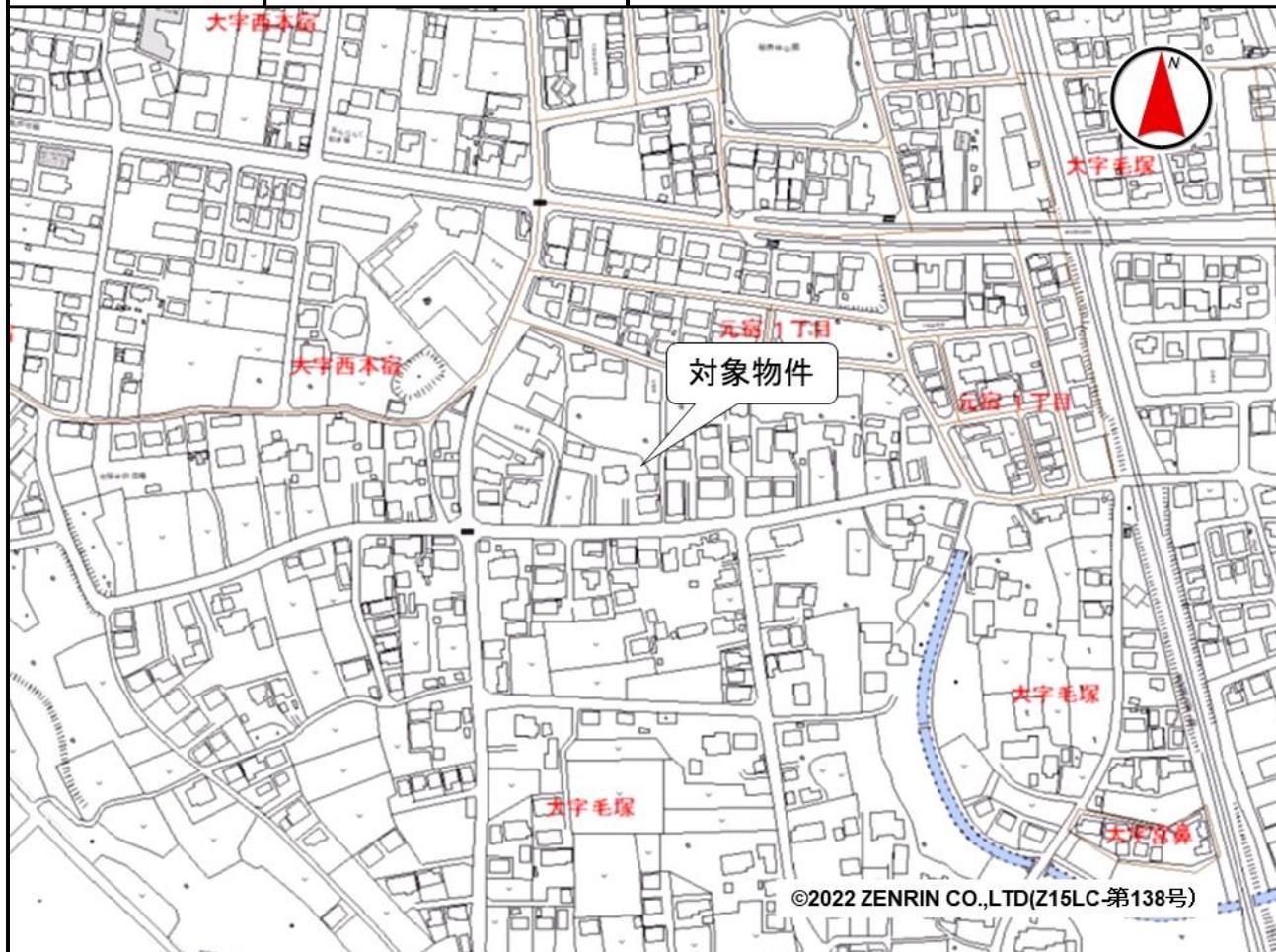
売却区分番号	1058-3		
見積価額	¥24,020,000	公売保証金	¥3,000,000
財産の表示	1 所在 地番 地目 地積	埼玉県東松山市大字毛塚字西久保 916番1 宅地 989.95平方メートル	
	2 所在 地番 地目 地積	埼玉県東松山市大字毛塚字西久保 916番6 宅地 28.53平方メートル	
	3 所在 地番 地目 地積	埼玉県東松山市大字毛塚字西久保 916番7 宅地 496.68平方メートル	
	4 所在 家屋番号 種類 構造 床面積	埼玉県東松山市大字毛塚字西久保 916番地1 916番1 居宅 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建 104.65平方メートル	
	5 所在 家屋番号 種類 構造 床面積	埼玉県東松山市大字毛塚字西久保 916番地1 916番1の2 物置 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階49.68平方メートル 2階49.68平方メートル	
	以上登記簿による表示		
間取り	5DK	駐車場の有無	—
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200% 都市計画法第34条第12号区域 埼玉県景観条例		
接道状況	南側 幅員約7.2メートル 舗装市道 ほぼ等高接面 東側 幅員約2.0メートル 舗装市道 ほぼ等高接面 当該東側市道は、建築基準法第42条第2項に該当します。		
地盤・地勢	おおむね平坦ですが、対象物件1の北側の一部が法地になっています。		
使用状況等	対象物件1 対象物件4及び5の敷地として使用されています。 物件所有者の石祠が設置されています。		

売却区分番号	1058-3														
見積価額	¥24,020,000	公売保証金	¥3,000,000												
	<p>北側に物件所有者の物置が設置されています。 南側に電柱があります。</p> <p>対象物件3 抵当権設定後に建築された物件所有者の件外建物が2棟あります（家屋番号916番7の1、916番7の2）。 物件所有者のプロパンボンベ収納庫が設置されています。</p> <p>対象物件4 昭和47年頃建築。 物件所有者が居住しています。</p> <p>対象物件5 平成9年頃建築。 物件所有者が使用しています。</p>														
管理状況等	—														
特記事項	<p>当該売却区分に係る公売について不服申立てがされたことから、国税通則法第105条の規定により換価の制限がされています。</p> <p>開札日において最高価申込者等の決定は行いますが、売却決定は、換価の制限が解除されるまで行いません。</p> <p>なお、売却決定がされるまでの間は、最高価申込者等は「換価財産の買受申込等取消申出書」によりその入札を取り消すことができます。</p>														
一括換価について	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>対象物件1</td> <td>(土地)</td> <td>12,650,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件2及び3</td> <td>(土地)</td> <td>11,350,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件4</td> <td>(建物)</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>対象物件5</td> <td>(建物)</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>			対象物件1	(土地)	12,650,000円	対象物件2及び3	(土地)	11,350,000円	対象物件4	(建物)	10,000円	対象物件5	(建物)	10,000円
対象物件1	(土地)	12,650,000円													
対象物件2及び3	(土地)	11,350,000円													
対象物件4	(建物)	10,000円													
対象物件5	(建物)	10,000円													
住居表示等	埼玉県東松山市大字毛塚916番地1														
最寄駅等	東武鉄道 東上本線 高坂駅 南西方約0.6キロメートル														
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。														

売却区分番号	1058-3		
見積価額	¥24,020,000	公売保証金	¥3,000,000
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 		

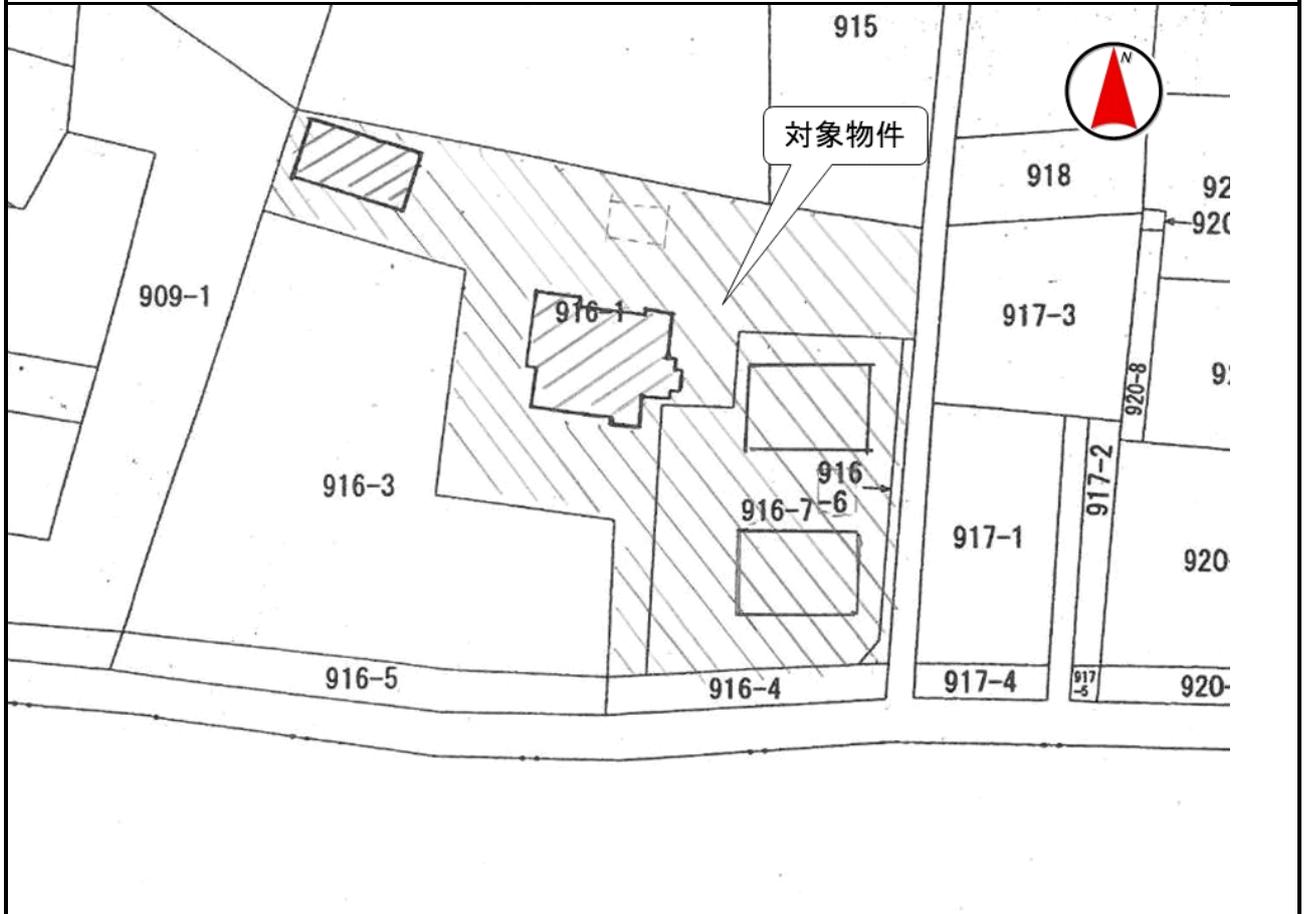
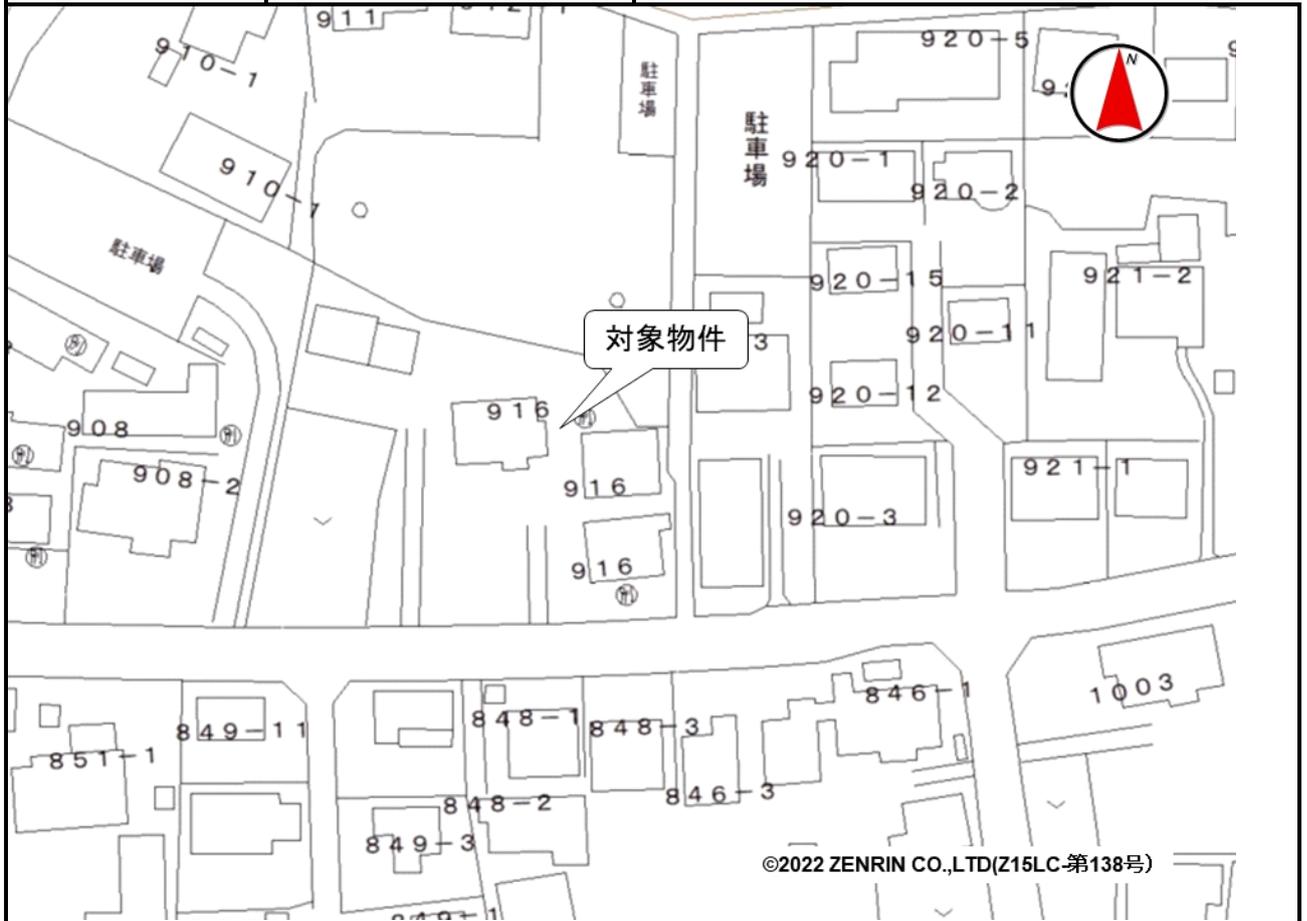
売却区分番号

1058-3



売却区分番号

1058-3



売却区分番号

1058-3

